

第5章 施策の推進

1 生活環境の整備

【現状と課題】

障害のある人が、地域の中で社会生活、日常生活をあたりまえに送るためには、まず、バリアフリーの利用しやすい道路、建物、公共交通機関等が整備されていることや、障害に応じた適切な住まいの確保などの生活環境の整備が重要になります。

本市では、バリアフリーのまちづくりをめざして、平成7年度に「人にやさしいまちづくり推進計画」を策定し、歩車道の段差解消、公共施設の障害者用トイレの設置、店舗等の民間施設の改善助成、モデル地区内の交差点に歩行者支援システムの設置などを推進してきました。

また、公共交通の利用促進を図るため、平成14年度には、交通バリアフリー法に基づく「JR高蔵寺駅周辺交通バリアフリー基本構想」をいち早く策定し、移動の円滑化のための駅舎等の改修を進めるとともに、超低床ノンステップバスの導入を促進してきました。

しかしながら、まだ十分とはいえない現状にあります。今後とも障害のある人の社会参加と日常生活の幅を広げていくため、より一層基本的な生活環境の整備を促進し、住み慣れた地域での生活の幅を広げていくことが必要であります。

平成14年度に実施した障害者のニーズに関する調査の中で、「将来、充実すべき施策」について、身体障害者、知的障害者とも1位が「高齢で障害が重くなったときに生活できる施設の整備」、2位が「災害や具合が悪くなった時などの緊急時の支援体制の充実」となっており、高齢で障害が重くなったときや災害などの緊急時の対応についての不安を抱えていることがうかがえます。

障害のある人や高齢者に配慮した住まいの確保として、市営住宅については、平成9年度に策定した「市営住宅総合再生計画」に基づき、順次建て替えと合わせて整備を進めています。また、県営等の公営住宅も建て替えが進んでいます。

身体障害者や知的障害者のための入所施設については、社会福祉法人等により他市と比べて多い入所定員を確保していますが、今後ともサービスの質の向上に努めていく必要があります。また個室化、地域生活への移行が今後の課題となります。

知的障害者、精神障害者が地域で共同生活をするグループホームについては、現在、知的障害者のグループホームが4事業所あります。しかし、希望者が多く、その増設が望まれており、また、精神障害者のグループホームの必要性も高まっています。

【基本的方向】

障害のある人に対する社会環境、生活環境のバリアを取り除き、社会活動への参加や安心して暮らせる地域生活ができるよう、建築物や道路等の公共的空間、公共交通環境、住居の整備・改善や災害への対応などを進め、バリアフリーのまちづくりを推進します。

【施策の項目】

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

○ 道路の整備・改善

車いす等の通行の安全確保のため、歩道の段差解消等を実施するとともに、視覚障害者の安全確保のため、点字ブロックの設置や交差点部分での歩車道境界をわかりやすくするなど、障害のある人に配慮した道路環境の整備を推進します。

歩行者が安心して歩ける環境づくりをめざし、春日井駅前地区と高蔵寺駅前地区を「あんしん歩行エリア」として、安全対策の総合的整備を関係者と共同して推進します。

また、音響式信号機の設置を関係機関に働きかけます。

○ 交通バリアフリーの推進

J R 高蔵寺駅周辺については、「J R 高蔵寺駅周辺交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅舎内改修（エレベーター、エスカレーター、多目的トイレの設置）に続き、基本構想や「道路の移動円滑化整備ガイドライン」を踏まえて周辺の道路環境の整備を推進します。

また、その他の駅についても、バリアフリー化の促進を鉄道事業者に働きかけます。

○ バス交通の充実

障害のある人、高齢者などの外出を支援するため、市内バス交通網の充実を図るとともに、順次ノンステップバス導入を関係機関に働きかけます。

○ 公園等の整備

車いすを使用する障害のある人等が利用しやすいように、「みんなのための公園づくり～ユニバーサルデザイン手法による設計指針～」に基づき、多目的トイレ、スロープ、手すり、遊歩道等の整備を必要に応じ進めます。

○ 公共建築物の整備・改善

新たに整備する公共施設については、障害のある人や高齢者の利用に十分配慮して整備するとともに、既存の施設については、利用頻度が高い施設や社会参加・交流の場となる施設を優先に改善・整備を推進します。

○ 建築物の整備・改善

愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例や改正された「ハートビル法」に基づき、啓発や指導に努めるとともに、民間施設改善助成制度の活用を促し、不特定多数の人が利用する建築物の改善を進めます。

○ バリアフリーに関する情報提供

インターネットのホームページ等を通じ公共施設のバリアフリー情報を提供するとともに、ボランティア、NPO 法人等の協力のもとにガイドマップを作成します。

(2) 居住環境の整備

- 障害のある人に配慮した市営住宅等の整備

障害のある人や高齢者に配慮した暮らしやすい市営住宅の整備を進めるとともに、他の公営住宅についても整備推進を関係機関に働きかけていきます。

- 障害のある人の住宅改修支援

身体障害者の居宅での自立生活を容易にするため、住宅改修助成制度の活用を促します。また、高齢者や要介護認定を受けている障害のある人については、高齢者福祉制度や介護保険制度での円滑な対応を進めます。

- グループホームの設置促進

障害のある人の自立に向けた住まいが確保されるよう、知的障害者や精神障害者が共同生活をするグループホームについて、社会福祉法人や NPO 法人等による設置を支援します。

- 入所施設の質的向上と地域生活への移行

入所施設については、障害のある人の意向や個々の状況に合った創作的活動や生活訓練等の内容の充実と地域生活への移行の取り組みを促します。

(3) 災害への対応

- 災害弱者に配慮した防災活動

障害のある人や高齢者など、特別な配慮が必要な人（災害弱者）に対しては、個々の条件に応じて、防災教育やボランティア団体と連携した防災訓練を実施します。

- 災害情報の提供

聴覚障害者をはじめ、情報入手が困難な災害弱者に対しては、広報、ホームページ、メール、ファクシミリ等、多様な方法による災害情報を提供します。

また、ボランティア等と連携した情報連絡体制の整備に努めます。

- 災害時の支援

災害時に自力で避難できない災害弱者の把握に努めるとともに、地域町内会等の協力のもと避難所への移動支援を確保します。

避難場所については、一次的には指定避難所に、二次的に防災拠点に設置する災害弱者避難所とします。

また、災害時には、社会福祉施設との連携、協力により、緊急度の高い者から緊急入所支援を行います。

2 在宅福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害のある人も可能な限り住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、障害の特性や程度に応じた在宅福祉サービスの充実に努めています。

在宅福祉の三本柱といわれるホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイについては、これまでサービスの円滑な提供を図るため、事業所の設置拡大に努めてきました。ホームヘルプサービスについては、事業者の参入を図り、身体障害者、知的障害者及び障害児に対応してきました。デイサービスやショートステイについては、社会福祉法人による事業所の設置・増設への支援をしてきました。平成9年度に身体障害者の介護型デイサービス事業の開始とショートステイ事業所の増設、13年度に身体障害者ではショートステイの定員拡大、知的障害者では重介護型デイサービスの開始とショートステイの定員拡大と、着実にサービス基盤の拡大を図ってきました。

この三本柱については、平成15年度からの制度改正により、これまでの措置制度から障害のある人自らが選択し、サービスを利用する支援費制度に移行しました。まだスタートしたばかりであり、体制や制度の浸透が十分でない状況ではありますが、指定事業所は着実に増えています。また、障害のある子どものショートステイ、常時介護が必要な重度・重複障害者への十分な対応等の課題があります。

障害のある人の外出は、さまざまなバリアのため容易ではありません。このため、移動支援として、従来からタクシー料金の助成と自家用車の燃料費助成を実施しています。また、1人では外出困難な視覚障害者や全身性の肢体不自由のある人を対象に実施してきたガイドヘルプサービスについては、支援費制度への移行に伴い、外出支援のホームヘルプサービスとして知的障害者にも拡大される等、新たな形のサービス提供をはじめました。

平成14年度に実施した障害者のニーズに関する調査の中で、「生活で困っていること」の項目において、「外出のこと」が身体障害者では1番多く、知的障害者では2番目に多くなっており、今後より一層の外出支援が必要になります。

その他、障害のある人の生活を支援するため、障害に関する各種手当の支給、補装具、日常生活用具、移動入浴サービス、寝具乾燥サービス等を実施しています。

精神障害者については、これまで保健・医療分野での対応がなされていましたが、平成12年の法律改正により、14年度から福祉分野での対応も始まりました。具体的には、ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホームが始まりましたが、ショートステイ、グループホームについては、まだ市内に事業所がない現状です。

身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児と障害の種類と程度により、その対応は異なりますが、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、総合的に居宅生活支援を進めていく必要があります。

【基本的方向】

障害のある人が、住み慣れた家庭や地域のなかで安心して潤いのある生活が送れるよう、ハード、ソフトの両面から障害の種別や程度に応じた多様な在宅福祉サービスの円滑な提供を進めるとともに、障害のある人の外出支援と精神障害者に対する施策の推進に努めます。

【施策の項目】

(1) 居宅生活支援サービスの充実

○ 支援費制度の適正な利用と充実

障害のある人の居宅生活を支援するため、個々の障害の状況やニーズを把握し、適正なサービス利用を促すとともに、事業所の拡大を支援します。

○ 介護保険対象者へのサービス提供

介護保険対象者に対する情報提供、相談・指導を進め、障害状況や生活状況等の必要性に応じて、支援費制度のサービスや各種福祉サービスを円滑に提供します。

○ 障害者ケアマネジメントの推進

障害のある人の地域における自立した居宅生活を支援するため、生活状況を把握し、当事者をまじえ関係者と協議し、生活課題に対応したケアマネジメントを実施します。

支援費制度関係サービス

○ 居宅介護等（ホームヘルプサービス）事業

身体障害者、知的障害者のサービスについては、社会福祉法人、NPO 法人などの民間事業者による事業を促進します。

支援費制度以外の難病患者のサービスに関しては、病気の特性等に配慮しつつ、適切な提供を図り、日常生活を支援します。

表 2 ホームヘルプサービス（利用者、利用時間）の目標

区 分	現 状 値	目 標 値	
	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
利 用 者	146 人	249 人	265 人
利 用 時 間	3,356 時間	5,635 時間	6,210 時間

現状値は、平成 15 年 10 月、精神障害者対象のサービスは除くもの
利用時間は、1 か月当たりのもの

○ デイサービス事業

身体障害者、知的障害者のサービスについては、社会福祉法人と連携し、新たな事業所の設置に努めます。

障害のある子どものデイサービスについては、民間事業者による事業の拡大を促します。

重度・重複障害者の利用については、事業者への適切なサービス提供のための支援をするとともに、サービス水準の向上を促します。

また、支援費制度外の総合福祉センターの事業については、その運営の充実に努めます。

表3 デイサービス（利用定員）の目標

現 状 値	目 標 値	
平 成 15 年	平 成 20 年	平 成 25 年
2 か所 45 人	4 か所 75 人	6 か所 105 人

現状値は、平成 15 年 10 月、支援費制度対象サービスのみ

表4 児童デイサービス（利用定員）の目標

現 状 値	目 標 値	
平 成 15 年	平 成 20 年	平 成 25 年
3 か所 50 人	4 か所 60 人	5 か所 70 人

現状値は、平成 15 年 10 月

○ 短期入所（ショートステイ）事業

身体障害者、知的障害者のサービスについては、有効な利用を促します。

障害のある子どものサービスに関しては、新たな事業所の設置を含め、受け入れ体制の拡充について関係者に働きかけます。

表 5 ショートステイ（利用定員）の目標

現 状 値	目 標 値	
平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
34 人	38 人	42 人

現状値は、平成 15 年 10 月

○ 知的障害者地域生活援助事業（知的障害者グループホーム）

地域における自立に向けた共同生活のグループホームについては、社会福祉法人や N P O 法人による事業の拡大を支援するとともに、適正な運営と質の向上を促します。

表 6 グループホーム（利用定員）の目標

現 状 値	目 標 値	
平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
16 人	40 人	80 人

現状値は、平成 15 年 10 月

支援費制度外サービス

○ 移動入浴サービス

家庭において入浴が困難な重度身体障害者（児）に対し、移動入浴車を派遣し入浴する移動入浴サービスを拡大します。

○ 寝具乾燥サービス

重度障害者の衛生的な生活を確保するための寝具乾燥サービスを提供します。

○ 高齢者福祉との合同サービス（「食」の自立支援、緊急通報システム）

ひとりで暮らす障害のある人などの安否確認と安全な生活の確保をめざし、「食」の自立支援と緊急通報システムの設置については、高齢者福祉制度と一体に実施します。

○ 補装具交付・日常生活用具給付等サービス

身体障害者や難病患者の日常生活を容易にする補装具や日常生活用具の提供について、十分な情報提供と相談を行い、有効な活用を促します。

○ 身体障害者補助犬制度の促進

身体障害者の日常生活を支援する盲導犬、介助犬、聴導犬といった身体障害者補助犬制度を促進するため、制度の普及啓発に努めます。

○ 家庭のごみ出し援助

家庭ごみ等の持ち出すことが困難なひとりで暮らす障害のある人や65才以上の要介護等の認定者を対象に、各種のごみを自宅において一括して収集する「さわやか収集」を実施します。

- 各種制度の活用

障害のある人に関する各種の手当、年金、共済、貸付、税の減免、利用料金の割引等の制度や優遇措置についての情報提供に努め、その活用を促します。

(2) 外出移動のための支援

- タクシー料金・自動車燃料費の軽減

公共交通機関の利用が困難な障害のある人の外出を支援し、社会参加を促進するため、タクシー券又は自家用自動車燃料券を交付します。

- 車いす対応タクシーの利用促進

一般のタクシーや自家用自動車での移送が困難な重度障害者や要介護高齢者のための車いす等に対応したタクシーについて、事業者の拡充を支援するとともに、タクシー利用料金の助成を充実します。

- シティバス運賃・駅前地下駐車場料金の軽減

障害のある人の外出を支援し、社会参加を促進するため、かすがいシティバスはあとふるライナーの運賃や勝川駅前地下駐車場料金の軽減を実施します。

- 外出支援のヘルプサービス（ガイドヘルプサービス）

1人で外出が困難な重度身体障害者や知的障害者の外出支援として、支援費制度において適切なサービス提供ができるよう、NPO法人、民間事業者、社会福祉法人によるヘルパーの派遣を実施します。

- 自動車利用のための支援

身体障害者の自動車による外出を促進するため、運転免許取得費の助成を実施するとともに、身体状況にあった自動車を保有するため自動車改造費の助成を実施します。

- 車いすの給付と貸出

車いすを必要とする障害のある人や傷病者に対し、車いすの給付や貸出サービスを実施します。

- リフト付車両の貸出

車いす利用者の移動支援の一つとして、車いすのまま乗ることができるリフト付車両の貸出を社会福祉協議会で実施します。

(3) 精神障害者保健福祉サービスの充実

- 精神障害者ケアマネジメントの推進

地域における自立した居宅生活を支援するため、個別の生活状況と生活課題を把握し、保健、医療をはじめとする幅広い関係者と協議を進めケアマネジメントを実施します。

○ 居宅介護等（ホームヘルプサービス）事業

精神障害者の自立と安定した居宅生活を支援するため、民間事業者等によりホームヘルプサービスを提供します。

表 7 精神障害者ホームヘルプサービス（利用者、利用時間）の目標

区 分	現 状 値	目 標 値	
	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
利 用 者	19 人	37 人	47 人
利 用 時 間	218 時間	426 時間	541 時間

現状値は、平成 15 年 10 月

利用時間は、1 か月当たりのもの

○ 短期入所（ショートステイ）事業

在宅生活が一時的に困難となった精神障害者の短期入所サービスの提供について、新たな事業所の設置を含め、関係者への要請・支援を進めます。

○ 精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム）

社会復帰に向けた共同生活のグループホームについて、関係者や N P O 法人等と協力しながらその設置を支援します。

表 8 精神障害者グループホーム（利用定員）目標

現 状 値	目 標 値	
平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
0 人	16 人	32 人

現状値は、平成 15 年 10 月

○ 社会復帰のための支援

精神障害者の社会復帰をめざし、心の健康福祉相談をはじめ、各種相談の活用と各種支援サービスの利用を促します。

3 保健、医療、療育、教育の充実

【現状と課題】

障害の予防と軽減は最も基本的な課題であり、保健所や医療機関等と連携をとりつつ、障害の予防、早期発見のため、各種相談、各種健康診査、事後指導、リハビリテーションを始めとする保健・医療サービスの提供を進めています。また、障害につながる交通事故防止等に努めています。

身体障害者数の推移を平成9年から15年でみると、5,670人から7,324人と29.17%増加しています。障害部位別では、内部障害のある人が1,469人から2,099人へと42.89%の最も多い増加率を示しています。また、増加数では、肢体不自由のある人が3,190人から4,118人へと928人増と最も多くなっています。

障害者の二一ズに関する調査から、身体障害の原因はなんらかの疾病が約60%を占め、その内の約60%を生活習慣病と深い関係のある脳血管疾患、心疾患、腎臓疾患の3つの疾患が占めており、その予防が大切です。

また、出生時の損傷や、疾病等による就学前の発症も比較的多く、乳幼児期までの保健・医療での対応が重要になります。

知的障害者の当初判定時期をみると、就学前（6歳まで）55.7%と小学生（7歳から12歳まで）を合わせると約7割（68.9%）の人の障害が判明することから、幼少期においては、障害につながるような発達の遅れなどへの対応が重要になります。

精神障害者の障害の発症時期は、青年期が大半（65.5%）を占め、次いで児童期が多く（18.3%）、青年期、児童期が大部分（83.8%）であることから、この時期の精神保健・医療の対応が重要になります。

療育・保育・教育は、発達の遅れのある乳幼児や障害のある子どもが自立した生活を送るうえで必要な力を育むために大切なものです。

療育については、希望の家（障害児デイサービス）のほか、民間の知的障害児通園施設や障害児デイサービス事業所が担っています。また、障害児保育は、指定保育園を中心に実施しています。

障害のある子どもの教育は、障害の種類や程度に応じて盲学校、聾学校及び養護学校や小・中学校の特殊学級などにおいて特別に配慮した教育が実施されています。しかしながら、近年の児童生徒の障害の重度・重複化の傾向や教育を取り巻く動向をふまえると、障害のある子どもに対する特別な支援を適切に行うため、一人ひとりの特性に応じた教育的支援、乳幼児期から学校卒業後にわたる保健、医療、福祉、教育、労働等の関係者が、きめ細かく連携した支援を行うことが必要です。

また、障害のある子どもの放課後や長期休業中の生活支援が課題となっています。

表 9 障害者数の推移 (単位：人)

区 分	平成 9 年 (1997 年)	平成 15 年 (2003 年)	平成 9 年からの増加数(率)
身体障害者	5,670	7,324	1,654 (29.17%)
知的障害者	1,041	1,315	274 (26.32%)
精神障害者	176	548	372 (211.36%)
障害者総数	6,887	9,187	2,300 (33.40%)
人 口 総 数	284,093	297,463	13,370 (4.71%)

各年 10 月 1 日基準

表 10 障害部位別身体障害者数の推移 (単位：人)

区 分	平成 9 年 (1997 年)	平成 15 年 (2003 年)	平成 9 年からの増加数(率)
視 覚 障 害	468	497	29 (6.20%)
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	479	527	48 (10.02%)
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	64	83	19 (29.69%)
肢体不自由	3,190	4,118	928 (29.09%)
内 部 障 害	1,469	2,099	630 (42.89%)
合 計	5,670	7,324	1,654 (29.17%)

各年 10 月 1 日基準

表 11 身体障害の主な原因について

区 分	件数	割合 (%)	割合 (%)	
出生時の損傷など	105	7.1	事故 24.9	
交通事故	68	4.6		
労働災害	122	8.3		
戦傷・戦災	17	1.2		
その他事故など	55	3.7		
脳血管疾患	225	15.3	3 疾患 26.2	疾患 57.6
心疾患	170	11.5		
腎臓疾患 (糖尿病含む)	138	9.4		
がん	51	3.5		
呼吸器系疾患	48	3.3		
難病	101	6.8		
その他の疾病	116	7.9		
上記以外の原因	259	17.5	17.5	

障害者のニーズに関する調査(平成14年10、11月実施)

表 12 知的障害の判定時期について

区 分	件数	割合 (%)	割合 (%)	
1 歳未満	23	8.9	1 歳 ~ 6 歳 55.7	1 歳 ~ 12 歳 68.9
1 歳 ~ 2 歳	29	11.3		
3 歳 ~ 4 歳	65	25.4		
5 歳 ~ 6 歳	26	10.1		
7 歳 ~ 12 歳	34	13.2		
13 歳 ~ 15 歳	23	8.9		31.1
16 歳 ~ 19 歳	18	7.0		
20 歳以上	29	11.3		
わからない	10	3.9		

障害者のニーズに関する調査(平成14年10、11月実施)

表 13 精神障害の発症時期について

区 分	件数	割合 (%)
児童期(18 歳未満)	52	18.3
青年期(18 歳 ~ 39 歳)	186	65.5
壮年期(40 歳 ~ 64 歳)	39	13.7
高齢期(65 歳以上)	7	2.5

障害者のニーズに関する調査(平成14年10、11月実施)

【基本的方向】

障害の発生や障害の重度・重複化を予防し、障害の程度や症状をできる限り軽減するため、人生の各段階に応じた適切な保健や医療サービスの充実に努めます。

また、障害のある人の社会的自立とその可能性を広げるため、障害の状態などに応じた適切な療育、保育、教育の充実に努め、地域でともに暮らしていく自立の意識と能力向上に努めます。

【施策の項目】

(1) 障害の予防・軽減

- 妊産婦への母子保健の啓発

母子の健康管理のため、母子健康手帳と母と子のしおり（妊婦と乳児健康診査受診票、妊産婦歯科健診受診票添付）を配付します。

- 妊産婦等への健康教育と指導の推進

子どもの健全な出生や成長を促すため、出産・育児に関する情報の提供や、仲間づくりを目的とするパパママ教室を日曜開催も含め実施します。

また、必要に応じて、妊婦の訪問指導を実施します。

- 乳幼児健康診査と指導の推進

乳幼児の健康増進を図るため、4 か月児、12 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査を実施し、障害に関する乳幼児への相談等を実施します。

○ 成人の疾病による障害の予防

身体障害発生の第1の原因である生活習慣病等の疾病の早期発見、慢性化予防の観点から、医療機関と連携を深め、各種検診を実施するとともに、受診を進めます。

また、健康診査後の要指導対象者等への健康相談・健康教育等を実施します。

○ こころの健康への対応

こころの悩みに対し適切な指導と必要なカウンセリングに応じるため、総合健康相談、心の健康福祉相談、心の電話かすがいをはじめ各種の相談を実施します。

○ 事故による障害の予防

交通事故や労働災害等の不慮の事故による障害者の増加を防ぐため、交通安全運動の展開や労働安全の促進など、関係機関と協力し啓発活動を推進します。

○ 医学的リハビリテーションの推進

通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションの事業所の拡大を促し、地域での医学的リハビリテーションを推進します。

○ 各種リハビリテーションの推進

各種施設での音楽療法の実施を促進するとともに、心身のリハビリテーションを目的とした各種の療法に関する情報提供と導入を進め、その活用を促します。

- 地域における機能訓練の推進

障害の予防・軽減を図るため、地域の機能訓練教室を実施します。

また、事業所等のサービスに関する情報提供を推進し、障害のある人や高齢者のデイサービスセンター等での機能訓練の利用を促します。

(2) 保健・医療サービスの充実

- 日常的な健康管理の支援

外出困難な障害のある人の健康管理が適切に行われるよう、医師の訪問による基本健康診査を促進します。

- 更生医療給付

身体障害者の身体の機能の回復を目的とした更生医療給付の活用を促進するため、情報提供に努めます。

また、身体障害のある子どもが生活能力を得るため必要な医療に対する育成医療給付制度の利用を促します。

- 障害者医療給付

重度等の身体・知的障害者の保険医療に係る自己負担分について、福祉医療として給付します。

- 精神疾患医療給付

通院医療費公費負担制度の利用を促進するため、パンフレット等により情報提供に努めるとともに、自己負担分について福祉医療として給付します。

○ 在宅医療・訪問看護の推進

外出困難な障害のある人や高齢者に対する在宅医療・訪問看護の充実を関係機関に働きかけ、訪問看護ステーションの設置を促進します。

○ 訪問歯科診療の推進

外出困難な障害のある人や高齢者の歯の健康と良好な口腔衛生が保持できるよう、歯科医師会による在宅ねたきり老人等歯科診療の円滑な運用を支援するため往診用器具購入に対する助成を行います。

(3) 療育・保育の充実

○ 療育への適切な指導

乳幼児の発達の遅れや障害に対する親や家族の不安を軽減し、適切な療育が受けられるよう、健康診査後の「おやこ教室」等の開催や専門相談員による指導を実施します。

○ 障害のある子どもと親同士の交流支援

総合福祉センターにおいて、音楽や工作等の遊びを通じて、障害のある子どもや親同士が交流を深めたり、情報交換をする事業を実施するとともに、社会福祉協議会と連携しおもちゃを通じて仲間づくりを促進する「おもちゃ図書館」活動の交流会を開催します。

○ 児童デイサービスでの療育の推進

希望の家において、障害の程度や種別に応じた個々のケースに対応した乳幼児の療育を実施します。

また、民間事業者による子育て支援に配慮した児童デイサービス事業所の拡大を促します。

○ 障害児通園施設での療育の推進

知的障害児の独立自立に必要な知識技能を提供する障害児通園施設の利用を促進し、愛知県児童・障害者相談センターと連携し療育活動の充実を働きかけます。

○ ことばの相談訓練

ことばの発達に遅れなどがみられる子どもに対し、総合福祉センターにおいてことばに関する支援活動を実施するとともに、相談訓練のあり方について研究します。

○ 保育と療育との適切な連携

療育現場で実施する「地域療育等支援事業」等を通じた保育士、保健師等との協力活動により、保育と療育との連携を深め、療育との連続性に配慮した保育園での受け入れを進めます。

○ 障害児保育の拡充

子どもがお互いに刺激や影響を受けあいながらともに成長できるよう、障害のある子どもの発達や保護者の支援を行う障害児対応保育園を拡大するとともに、統合保育を基本としつつも障害に応じた個別的な対応を行う保育を進めます。

○ 保育園の建物等の整備

障害のある子どもに配慮した建物や用具の整備を進めます。

(4) 障害児教育の充実

○ 円滑な就学指導の推進

就学に関する養護学校の体験入学等の活用を促すとともに、特殊学級や養護学校等の理解を促し、障害のある子どもの就学にかかわる悩みや不安を解消するため、保護者の意向を尊重しつつ、障害のある子どもの能力を最大限に伸ばすことを重視した就学相談を進めます。

○ 小・中学校教育の充実

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな教育が行われるよう、特殊学級や通級指導を充実するとともに、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などのある子どもへの対応も含め「特別支援教育」に取り組みます。

また、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係者が連携した相談支援を推進します。

○ 養護学校との連携と交流教育の推進

小・中学校と養護学校との連携を深め、障害のある子どもと障害のない子どもや地域の人達がともに活動する交流教育を推進します。

○ 就職等進路指導への支援

障害のある子どもの進路については、教育、労働、福祉等の関係者が連携し、個々人に合った指導を支援します。

○ 小・中学校の建物等の整備

障害のある子どもが支障なく学校生活を送れるよう「学校施設整備指針」を踏まえ、障害の種類や程度に配慮した整備を進めます。

○ 放課後児童の健全育成

障害のある子どもについて、放課後の児童の健全育成を図るため、子どもの家職員の資質向上を始めとした受け入れ体制の充実に努めるとともに、民間事業者による児童デイサービス事業の拡大を促します。

また、保健、福祉、教育等の関係者や地域の協力者が一体的に連携し、相談支援できるような活動に取り組みます。

4 就労と社会参加への支援の充実

【現状と課題】

障害のある人が職業を通じて自立することは、自己実現や生活の質の向上、社会参加を促進するうえで重要なことです。

春日井公共職業安定所管内における一般企業の障害のある人の実雇用率は、平成8年6月に1.53%と国・県レベルより高い水準を示していましたが、10年7月の法定雇用率の改正があったものの、厳しい雇用環境の影響により、14年6月現在で1.34%と低下しています。

また、現在法定雇用率の対象となっていない精神障害者については、平成14年度実施の「障害者のニーズに関する調査」で「充実すべきと考える障害者の施策」の第1位に「障害者の雇用促進」がきているように、雇用を強く望んでいることがうかがえます。こうした状況を踏まえ、職業的自立をより一層促進するため、ハローワーク（公共職業安定所）を始めとした関係機関と連携し、雇用機会の拡大や職業能力の開発などを積極的に支援する雇用環境の向上に向けた取り組みが必要です。

本市においては、一般就労が困難な障害のある人に対する福祉的就労の場の整備推進として、福祉作業所の定員の拡大、平成15年7月の知的障害者通所授産施設の開所などを進めてきました。しかし、現在、養護学校卒業者の進路の動向、一般就労できない在宅障害者の状況、現在の福祉的就労の場の状況等を踏まえると、今後とも、福祉的就労の場の拡大を図っていく必要があります。

また、障害が重度のため一般就労はもとより福祉的就労も困難な人については、生活の質の向上や社会参加を促進するうえで昼間の生活の場の確保が欠かせません。このため、平成9年度の身体障害者デイサービスセンターの開所、10年度の知的障害者通所更生施設の開所、13年度の知的障害者デイサービスセンターの開所など通所する生活の場づくりを推進してきましたが、支援費制度の動向も踏まえ、一層の拡充が必要です。

さらに文化、スポーツをはじめ、余暇活動や地域での活動への参加は、生きがいを与え、生活を豊かにするものであり、平成 9 年度から取り組んでいる障害者社会参加促進事業の推進など障害のある人が社会参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

【基本的方向】

障害のある人の適性と能力に応じて、可能な限り就業することが望めます。

このため、一般就労の機会の提供や職場への定着を支援するとともに、一般就労が困難な人に対して福祉的な就労の場の確保に努めます。

障害のある人の昼間の生活と訓練の場の確保に努めるとともに、障害のある人が様々な人たちと交流できる場を拡充し、社会のあらゆる分野に障害のある人もない人もともに参加し活動できるような機会の提供に努めます。

【施策の項目】

(1) 企業等への就労の促進

○ 職業的リハビリテーションの促進

障害がありながらもその職業的能力を開発し、適切な就労ができるよう、春日台職業訓練校、愛知県障害者職業能力開発校、障害者職業センター、ハローワーク、職場適応訓練等について十分な情報提供に努め、職業的リハビリテーションを奨励します。

○ 雇用率向上の促進

障害者雇用が一層促進されるよう、ハローワークと連携した啓発活動に努め、関係機関や市内の事業所の雇用率向上を促します。

○ 障害者雇用を支援する活動の推進

ジョブコーチ（職場適応援助者）制度等を活用した一般就労をめざせるよう、福祉的就労の場の環境整備やハローワークなどの関係機関と連携した相談事業を進めます。

また、障害者雇用を支援するセンターの設置について研究します。

（２）福祉的就労の場の確保と充実

○ 身体・知的障害者通所授産施設の整備

福祉的就労希望者や福祉作業所の状況を踏まえ、民間社会福祉法人による法定の通所授産施設の整備を推進します。

○ 地域の小規模通所授産施設の整備

各地域において身体・知的障害者の福祉的就労の場が確保できるよう、民間事業者による小規模通所授産事業の実施を支援していくとともに、法定の小規模通所授産施設への移行を推進します。

表 14 通所授産施設（利用定員）の目標

区 分	現 状 値	目 標 値	
	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
法 定	30 人	142 人	202 人
法 定 外	186 人	82 人	30 人

現状値は、平成 15 年 10 月

法定外のものは、法定のものへ移行するため減少するもの

○ 精神障害者の福祉作業所等の充実

精神障害者の社会復帰を促す福祉作業所（小規模保護作業所）の拡大を図るとともに、施設運営の安定と質的向上のため法定の通所授産施設への移行について支援します。

表 15 精神障害通所授産施設（利用定員）の目標

区 分	現 状 値	目 標 値	
	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年
法 定	0 人	19 人	38 人
法 定 外	25 人	15 人	15 人

現状値は、平成 15 年 10 月

法定外のものは、法定のものへ移行するため減少するもの

○ 福祉作業所の充実

福祉作業所について、作業内容の充実に努めるとともに、法定の通所授産施設への移行を進めます。なお、鷹来福祉作業所については、民間社会福祉法人による移転整備を進めます。

（３）昼間の生活と訓練の場の確保

○ 重度身体・知的障害者の生活の場の充実

重度の身体・知的障害者や重複障害者の昼間の生活と訓練の場を拡充するため、デイサービスセンターの整備を支援するなど新たなデイサービス事業の実施を促進します。

重症心身障害者など最重度の障害のある人の創作的活動や生活訓練の場を確保するため、総合福祉センターのデイサービス事業の充実に努めます。また、重症心身障害児（者）通園事業について研究します。

- 希望の家の見直し

小規模授産事業を実施している希望の家については、民間社会福祉法人によるデイサービス事業などへの移行を進めます。

- 知的障害者の通所更生施設の充実

重度の知的障害者の昼間の生活の場を確保し、生活訓練を行う民間社会福祉法人の通所更生施設については、分場設置等による事業の拡充を図ります。

- 精神障害者の社会復帰教室等の活用

精神障害者の社会復帰を促進するため、社会復帰教室や精神科医療機関のデイケア等の活用を促します。

- 自助グループ活動の促進

保健所等と連携し精神障害者の自助グループ活動を支援します。

(4) 社会参加活動への支援

- 障害者スポーツの奨励

障害のある人のスポーツを奨励するため、国際的及び全国的な障害者スポーツ大会の活躍者を「春日井市スポーツ賞」として顕彰するとともに、車いすバスケットボールをはじめとする各種障害者スポーツ大会の開催を支援します。

○ スポーツ・レクリエーション活動の促進

福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）を中心に障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、各種事業プログラムの充実に努めます。

また、温水プール等の利用料金の減免により、スポーツ施設の利用を促進します。

○ 文化活動の促進

障害のある人が創作した工芸作品等の展示や音楽・芸能活動の発表機会の拡大に努めます。

○ 障害のある人が参加しやすい講座等の充実

総合福祉センターでの社会適応訓練や創作的活動等の講座に多くの障害のある人が参加できるよう事業プログラムの充実に努めます。

また、各公民館等において、障害のある人が参加しやすい講座等の開催に努めます。

○ 図書館の障害者サービス

視覚障害者、聴覚障害者の生涯学習を促進するため、ビデオ・CD等の視聴覚資料を充実します。また、視覚障害者のための録音図書、点字図書の蔵書を充実するとともに、ボランティアによる対面読書サービスの活用と無料郵送貸出の利用促進に努めます。

○ 手話通訳者の養成と派遣

聴覚障害者の日常生活を支援し社会参加を促進するため、総合福祉センター等において手話通訳の各種養成講座を実施するとともに、手話通訳の設置と手話通訳者の派遣を推進します。

○ 要約筆記者の養成と派遣

中途失聴者をはじめとする聴覚障害者の日常生活を支援し社会参加を促進するため、総合福祉センターにおいて要約筆記者を養成する講座を実施するとともに、要約筆記者の派遣に取り組みます。また、要約筆記のOA化への対応について研究します。

○ 地域の社会参加活動への支援

市社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会などを中心に各種地域活動を支援し、地域における障害者の仲間づくり事業や余暇活動を進めます。

5 障害者施策の総合的な推進

【現状と課題】

障害のある人とともに暮らす地域社会を築く第一歩として、障害のある人も、ない人も共感的な理解を深めることが重要です。このため、基本理念であるノーマライゼーションとリハビリテーションの浸透を図るため、これまで、広報特集の掲載、障害者の日（12月9日）と障害者週間（12月3日から9日）にあわせた障害者作品展の開催、福祉のつどいなどの行事の開催、福祉協力園や福祉協力校制度を活用した福祉教育の取り組み、ボランティアによる実践的な活動など様々な展開を進めてきました。

しかしながら、平成14年度に実施した障害者のニーズに関する調査の「生活で困っていること」の12項目中「障害者や病気についての周囲の理解」が知的障害者で最も多く、精神障害者では第2位、身体障害者では第3位となっており、障害のある人に対する理解がまだまだ浸透していないことがうかがえます。

障害のある人の自立生活と社会参加を促進するためには、日常・社会生活に関する適切な情報の提供と困ったときの相談窓口が欠かせません。

情報通信機器の発達により、ホームページやメールを活用した情報提供を進めるとともに、声の広報や手話通訳の派遣などにより視覚・聴覚の障害のある人や外出困難な障害のある人への情報提供に努めてまいりましたが、今後とも、分かりやすい幅広い情報提供を図っていく必要があります。

一方、様々な障害のある人の不安や悩みに対する相談は、市民相談をはじめ、それぞれ保健、医療、福祉、年金などの窓口で対応している他、必要に応じ、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士などが訪問やケースに応じて進めています。地域では、障害者相談員、民生委員・児童委員をはじめ、地域生活支援センター、在宅介護支援センター、障害者福祉施設などが相談に応じています。しかし、多様化している障害のある人のニーズに応えるため、相談事業の充実と必要な支援サービスに結びつける調整機能の一層の強化が必要です。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域住民やボランティアなどによる支援が欠かせません。また、有効な在宅サービスを提供できるよう、人材の確保、支援サービス提供事業者などとのネットワーク、ケアマネジメント、権利擁護などがますます重要になってきます。

障害者施策の円滑な推進については、平成11年度から障害者施策推進協議会を開催し取り組んできたところですが、障害のある人を取り巻く環境変化に適切に対応し、多様化するニーズに応えていくため、総合的な推進が一層必要です。

【基本的な方向】

障害のある人が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、障害のある人を支援する基本理念の普及に努めます。

地域住民、ボランティア、NPO法人、民間事業者、関係機関との連携と協働により、障害者支援サービスの充実に努めるとともに、障害のある人の参加を図り、人材の育成、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係者が役割を十分果たすことができる円滑な連携により障害のある人の多様なニーズに対応していきます。

また、障害の種類に応じた適切な情報提供、気軽に、かつ総合的に対応できる相談体制の充実に努めます。

【施策の項目】

(1) 啓発と福祉教育の推進

- 広報などによる啓発活動の推進
広報やパンフレット、さらには各活動行事の開催を通じ障害のある人への理解の啓発に努めます。
- 障害者の日、障害者週間の啓発
国際障害者デー（12月3日）、障害者の日（12月9日）、障害者週間（12月3日から12月9日まで）に合わせ障害者作品展を行うなど、広報・啓発活動を推進します。
- 障害者計画の広報活動
障害者計画のパンフレット配付や市のホームページへの掲載、「出前講座」などを通じ、障害者施策の推進、障害のある人に対する理解と協力などの啓発に努めます。
- 障害疑似体験(ハンディキャップシミュレーション)の促進
福祉に関する講座、行催事、教育活動などにおける、障害疑似体験を通じ、障害への理解が深まるよう、市社会福祉協議会などと連携し、促進します。
- 精神保健福祉に関する啓発
精神障害への正しい理解を促すため、「こころの健康講座」を開催するとともに、関係者と連携・協働し各種行事を通じ啓発・広報活動に努めます。

- 福祉協力校・福祉協力園

障害のある子どもとの交流を促進し、互いに助け合い、ともに生きる意識を育むため、福祉協力校・福祉協力園を推進します。

- 学校における福祉教育

総合的な学習の時間の積極的な活用と社会科、道徳などの学習機会を通じて、障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深めるとともに、ボランティア教育を推進します。

- 生涯学習での取組

総合福祉センターや公民館などで、障害を始めとする福祉に関する各種講座を開催するとともに、「出前講座」などによる情報提供を進め、障害のある人への理解と福祉意識の醸成に努めます。

(2) 情報提供の拡充

- 情報提供機会の拡大

保健福祉等のサービス情報や社会参加に関する情報について、広報、市社会福祉協議会のお知らせ、障害者福祉サービスガイド、ホームページなどを活用し、実施します。

○ 情報バリアフリーの推進

インターネットのホームページを活用した市政情報の充実に努めるとともに、視覚障害者や弱視者、聴覚障害者などに配慮した幅広い情報伝達方法に取り組みます。

また、各種行政情報の問い合わせについて、従来の電話、ファクシミリに加え、電子メールの活用により障害のある人の状況に配慮した対応を推進します。

○ 視覚障害者への情報提供

総合福祉センターの共同利用の視覚障害者支援システムを利用した音声や文字拡大、点字による情報提供を進めます。

また、市広報や市議会だよりを定期的に届ける「声の広報」「声のかすがい市議会だより」と各種サービスを音声で案内する「声の福祉テープ」の内容の充実に努めるとともに、弱視者などにも配慮した情報提供に取り組みます。

○ 聴覚障害者への情報提供

手話通訳やファクシミリ、インターネットや携帯電話によるメールなどを活用し、聴覚障害者に配慮した情報提供を進めます。

○ 地域福祉情報の提供

市社会福祉協議会と連携し、市広報やインターネットなどを活用して地域の福祉情報の提供を進めます。

(3) 相談支援体制の充実

- 相談体制の充実

福祉サービスを始めとする様々な手続きや生活課題、悩みごとに気軽に応じられるよう、市民相談をはじめ各種相談窓口を充実します。

- 障害者相談員

障害のある人の立場で、幅広く、十分な相談ができるよう身体障害者本人や知的障害者の家族などの障害者相談員による相談の活用を促します。

- 総合的な地域生活支援

在宅障害者の自立生活や社会参加を支援する地域生活支援センター（障害者生活支援事業）の充実に努め、その活用を促します。

また、身体障害者にとどまらず知的障害者や精神障害者の多様化したニーズに応えるため、総合的な地域生活支援センターの設置について検討します。

- 地域福祉サービスセンターによる展開

市社会福祉協議会で行う地域福祉サービスセンターについては、地域生活支援センター、福祉施設、事業者と連携・協働し、総合的な相談・支援機関として充実します。

- ピアカウンセリングの充実

地域生活支援センターや通所施設などを活用した当事者相談（ピアカウンセリング）を充実します。

- 精神保健福祉に関する相談

精神保健福祉に関する医師などによる「心の健康福祉相談」を実施するとともに、保健所や専門医療機関と連携し、きめ細やかな対応を推進します。

- 愛知県心身障害者コロニーとの連携

愛知県心身障害者コロニーが実施する知的障害者・障害児の地域生活を支援する療育等支援事業を活用するとともに、コロニーとの連携・協力を推進します。

(4) 地域福祉活動の推進

- 障害のある人の活動促進

障害のある人の自立と社会参加をめざし、障害者団体、障害者支援グループ等の活動を促進します。

- ボランティアの育成

市社会福祉協議会と連携し、点訳、音訳（朗読）、手話、要約筆記などの各種ボランティア養成講座の開催により、ボランティアの育成を図るとともに、広報などを通じボランティア活動への参加を促します。

- ボランティアセンターの機能充実

福祉のボランティア活動全般に関する情報、交流、活動の中心的役割を担うボランティアセンターの機能充実に努め、各種ボランティア活動を推進します。

- 福祉NPO法人の活動促進

福祉事業・福祉活動を目的としたNPO法人は、地域の幅広くきめ細かいサービスの担い手として重要です。このため情報提供と連絡調整に努め、NPO法人による福祉活動を支援します。

(5) 良質なサービス提供のための環境整備

- サービスの向上のための連携強化

障害のある方個人の状況に応じた支援の提供や困難事例などに対応するため、保健、医療、福祉などの幅広い分野の支援サービス関係者によるケア会議を定期的を開催します。

- 関係事業者との連携

サービスの円滑な提供と質の向上を図るため、関係事業者による連絡会等の実施を促し、情報提供や研修などを実施します。

- 精神保健福祉への対応

関係する団体、事業者、機関との連絡会議の開催などを通じネットワークを構築し、精神障害者に関する相談について、適切な対応と支援サービスの円滑な提供に努めます。

- 支援サービス事業者の資質の向上

支援サービス事業者への情報提供と指導、サービス従事者の知識と技術を向上させるための研修受講などを促し、多様化する利用者のニーズに対応する事業者の資質の向上に努めます。

○ 障害者ケアマネジメントの充実

障害のある人の様々な在宅生活の課題に対応し、個々のライフステージに適應した生活支援をめざす障害者ケアマネジメントについて、研修受講などにより人材の養成を図り、その充実に努めます。

○ 家庭介護への支援

障害のある人や高齢者の介護に関する知識と技術を習得するための介護教室、家庭介護のためのハートフルケアセミナーなどの講座を開催します。

○ 権利擁護への支援

障害により自己決定能力の低下した人の権利を守り、適切なサービスが利用できるよう、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の適用を支援します。

○ 処遇困難者への支援

日常生活を営むのに支障のある障害のある人が、家族などからの援助が受けられないなどの理由で支援サービスの利用が著しく困難な場合は、速やかに障害者福祉の措置による支援サービスを提供します。

○ 円滑な苦情解決

施設などにおける福祉サービスの苦情に対し、適切に対応するため、第三者委員の活用を促します。

- 総合福祉センターの拡充

総合福祉センターについては、時代のニーズに対応し、福祉活動の拠点として、地域生活支援機能の拡充を図ります。

(6) 施策の円滑な推進

- 地域の福祉活動の推進

市社会福祉協議会との連携を深め、地区社会福祉協議会の活動の活性化を促すとともに、障害のある人の参加・参画のもと、ボランティア、NPO 法人、町内会・自治会、民生委員・児童委員などとの協働と連携により、地域の福祉活動の推進を図ります。

- 社会福祉協議会による展開

地域の障害のある人の生活支援を充実するために、啓発事業、情報支援、相談事業、権利擁護に関する事業、サービスの質の向上やマンパワーの確保に関する事業を推進します。

- 計画の推進

本計画の円滑な推進と進行管理のため、公募委員、関係団体・機関の代表などで構成する障害者施策推進協議会を定期的に開催します。

〔障害のある人を支える地域のイメージ〕

